14年以上	15年未満	328,400
15年以上	16年未満	336,700
16年以上	17年未満	345,600
17年以上	18年未満	353,700
18年以上	19年未満	361,800
19年以上	20年未満	369,200
20年以上	21年未満	375,600
21年以上	22年未満	381,100
22年以上	23年未満	386,200
23年以上	24年未満	391,700
24年以上	25年未満	396,000
25年以上	26年未満	400,700
26年以上	27年未満	407,900
27年以上	28年未満	414,600
28年以上	29年未満	420,900
29年以上	30年未満	426,100
30年以上	31年未満	431,300
31年以上	32年未満	436,100
32年以上	33年未満	440,300
33年以上	34年未満	444,600
34年以上	35年未満	448,800
35年以上	37年未満	451,600
37年以上		454,300

別表第十二（第五条第一項第五号関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		193,400
１年以上	２年未満	199,600
２年以上	３年未満	205,500
３年以上	４年未満	213,500
４年以上	５年未満	220,300
５年以上	６年未満	227,900
６年以上	７年未満	236,000
７年以上	８年未満	237,700
８年以上	９年未満	244,000
９年以上	10年未満	250,200
10年以上	11年未満	257,000
11年以上	12年未満	263,300
12年以上	13年未満	270,200
13年以上	14年未満	276,300
14年以上	15年未満	282,500
15年以上	16年未満	288,100
16年以上	17年未満	294,000
17年以上	18年未満	299,500
18年以上	19年未満	305,000
19年以上	20年未満	308,100
20年以上	21年未満	311,000
21年以上	22年未満	318,100
22年以上	23年未満	321,900
23年以上	24年未満	324,600
24年以上	25年未満	326,300
25年以上	26年未満	327,700
26年以上	27年未満	332,600
27年以上	28年未満	336,300
28年以上	29年未満	339,300
29年以上	30年未満	342,100
30年以上	31年未満	344,900
31年以上	32年未満	346,900
32年以上	33年未満	348,500
33年以上	34年未満	350,300
34年以上	35年未満	352,000
35年以上	36年未満	353,600
36年以上		355,800

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

告　示

○国家公安委員会告示第十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年三月十日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十三日　　国家公安委員会委員長　中井　　洽

型式認定番号	模擬運転装置の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　L10―１	ホンダドライビングシミュレーター ＤＢ―Ｄ00	本田技研工業株式会社 東京都港区南青山２丁目１番１号
交　L10―２	ホンダドライビングシミュレーター ＤＢ―Ｂ00	本田技研工業株式会社 東京都港区南青山２丁目１番１号
交　L10―３	ホンダドライビングシミュレーター ＤＢ―Ｈ00	本田技研工業株式会社 東京都港区南青山２丁目１番１号